

総行管第 161 号

令和 4 年 4 月 6 日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長

(公 印 省 略)

選挙執行経費基準法改正に係る留意事項について

日頃より、選挙の管理執行に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 16 号。以下「改正法」という。）が公布されました。

つきましては、改正法による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号。以下「新基準法」という。）に関する下記事項を御留意の上、適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 移動期日前投票所に要する経費について

移動期日前投票所については、「投票所への移動支援及び移動期日前投票所の積極的な実施について」(令和 3 年 10 月 5 日付け総行管第 311 号)などにより、これまでも積極的な対応を講じられるようお願いしているところですが、新基準法第 4 条の 3 第 5 項の規定は、自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合、当該自動車の使用に要する費用である車両借上料、燃料代及び運転手雇入料に要した経費について、新基準法に措置対象であることを明記す

るものです。

移動期日前投票所は、投票所までの距離が遠い選挙人の投票機会の確保の観点のほか、都市部の商業施設や駅前などの人が集まる施設で活用することで投票環境の向上を図る観点、大学や高校などで活用することで若者の政治意識の向上を図る観点、新型コロナウイルス感染症対策のため選挙人の分散を図る観点などからも有効な取組と考えられるため、各選挙管理委員会におかれては、「移動期日前投票所の取組事例について」(令和4年3月28日付け総行管第148号)等を参照しつつ、移動期日前投票所の設置について積極的な対応を講じられるようお願いいたします。

2 保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費について

新基準法第13条(事務費)において、同条第1項及び第3項に規定する基本額(市町村分)の積算に、保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費を追加しました。この経費は、保存期間経過後の投票用紙をリサイクル処理している選挙管理委員会の実態を踏まえ、投票用紙1枚あたり処分経費を0.06円とし、選挙人数段階に応じ所定の額を計上しています。

現在、多くの選挙管理委員会では、開票における時間短縮のため、プラスチック製の合成紙の投票用紙が使用されていると承知しており、保存期間経過後の投票用紙の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)等の関係法令に基づき、適切に対応していただきますようお願いいたします。

総務省自治行政局選挙部管理課
選挙管理第一係
TEL : 03-5253-5573
メール : senkyo.kanri@soumu.go.jp